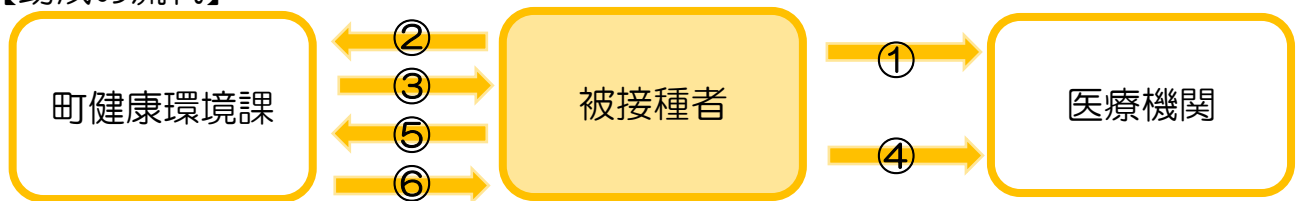


鏡石町造血幹細胞移植その他理由による 予防接種再接種費用助成事業

鏡石町では、造血幹細胞移植その他理由により、定期予防接種として接種済みの予防接種の免疫が消失した方を対象に、感染症予防・重症化予防のため、任意による再接種費用の助成を行います。

対象者	鏡石町に住民登録があり、①および②に該当する方 ① 令和5年4月1日以降に再接種を受け、接種当日20歳未満の者 ② 造血幹細胞移植その他の理由により、接種済みの予防接種の免疫が消失し、予防効果が期待できないと医師に判断された者
対象となる 予防接種	造血幹細胞移植、その他の理由となる医療行為を受けるまでに接種した定期予防接種 A 類疾病の予防接種で、医師に再接種が必要と認められたもの
助成額	再接種にかかった費用*（一人 15万円限度） *基準額あり

【助成の流れ】



認定申請 ① 被接種者がかかりつけ医に「鏡石町予防接種再接種費用助成承認申請に係る主治医意見書（様式第2号）」を記入してもらう。

② 「鏡石町予防接種再接種費用助成承認申請書（様式第1号）」に「鏡石町予防接種再接種費用助成承認申請に係る主治医意見書（様式第2号）」と母子健康手帳（予防接種のページ）写しを添えて、鏡石町健康環境課に提出する。

認定通知 ③ 町から承認決定または却下通知書を送付する。



接種 ④ 予防接種再接種を受け、被接種者が接種費用を支払う。

助成金請求 ⑤ 「鏡石町予防接種再接種助成交付申請書（様式第4号）」に再接種に係る領収証原本と再接種の内容を確認できる書類（母子健康手帳等）、申請者名義の通帳写しを添えて、鏡石町健康環境課に提出する。

助成金交付 ⑥ 町から申請者指定口座に助成金を振込む。

各種申請書等の様式は、町健康環境課で交付を受けるか、町公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

（注意事項）
 ・長期療養等で定期予防接種を受けることができなかった場合には、この助成事業には該当しませんが、定期予防接種として予防接種を受ける制度もありますのでお問い合わせください。
 ・助成の対象になるのは、任意予防接種の再接種費用のみとなります。文書発行にかかった費用等は助成対象外となります。